

9 新型コロナウイルス感染症拡大防止の留意点

技能検定においては、厚生労働省発出の新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを踏まえ以下のとおり実施しますので、受験に際しては、内容を御確認いただき感染拡大防止措置へ御協力いただきますようお願いいたします。

※協力いただけない場合は受験をお断りすることがあります。

〔「技能検定の実施における新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのガイドライン」(厚生労働省ホームページ掲載)
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000639207.pdf>)

○マスク・手洗い・消毒・咳エチケット

来場時は必ずマスクを持参のうえ、着用してください。

また、試験会場においてはこまめな手洗い、手指消毒の実施、咳エチケットを心掛けてください。

○体調チェックシートの提出

試験日の2週間前から試験当日までの健康状態を体調チェックシート(内容は下の<確認事項>)において報告いただきます。

体調チェックシートは受験票送付時に同封で配布しますので、試験当日、全て記入したものを受付にて提出してください。

なお、下の<確認事項>に該当する場合は受験の自粛を求めます。

<確認事項>

- 新型コロナウイルスに感染し、医療機関からの退院基準、または宿泊施設・自宅での療養終了基準に達していない
- 37.5℃以上の発熱
- 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状
- だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
- 嗅覚や味覚の異常
- 体が重く感じる、疲れやすい等
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触
- 同居家族や身近な知人に感染を疑われる方がいる
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触

※実施時期の感染状況を踏まえ内容が変更になる場合がありますので、実際の確認は受験票と共に配布される体調チェックシートに従い報告してください。

○試験中の対応

- 試験の実施に支障が生じない範囲で換気をします。
- 共用で使用する機器については、原則として受験者が使用するたびに除菌をします。
- 発熱等の症状がみられた場合は、当該受験者の状況を総合的に勘案し、必要に応じて受験を自粛いただくよう申し入れますので、ご理解願います。

○その他

- 試験会場によっては受付に検温器を設置していますので、検温器がある場合は必ず検温をしてください。
- 試験開始前・休憩中・入退場時等には密集することの無いようご注意ください。
- 食事休憩がある試験において、食事中は感染防止のため会話は控えるようにしてください。